

# プロポーザル説明書

## 1 プロポーザルの目的

札幌市都市局建築部が発注する工事に係る設計業務を委託する者（以下「設計者」という。）の選定にあたり、技術提案者の創造性、技術力、経験などを適正に審査の上、その業務の内容に最も適した設計者を選定することを目的とします。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 光陽小学校改築ほか設備工事に係る設備設計  
(光陽小学校改築ほか設備工事基本設計)  
(光陽小学校改築ほか設備工事実施設計)
- (2) 業務概要 別紙「業務概要」による。

## 3 参加資格

- (1) 参加者に求められる資格要件

次に掲げる資格及び条件の全てを満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和元・2年度（平成31・32年度）札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「設備設計・監理業」の名簿区分で登録されていること。

ウ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っており、本社、本店が札幌市内にあること。

カ 2階建て以上で1,000㎡以上の学校（学校教育法第1条で定められた学校（幼稚園を除く））の新築又は改築に係る実施設計業務（平成22年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）において、元請として履行実績を有すること。

対象となる学校：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、  
義務教育学校（小・中一貫校）、中等教育学校（中・高一貫校）

キ (2)に掲げる業務従事者を配置できること。

- (2) 業務従事者の資格等

ア 設備設計における総括責任者（業務全体を総括する役割を担う方）・主任技術者（その分担業務を総括する役割を担う方）は、建築士法に規定する設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格

を有していること。

なお、いずれか一方が設備設計一級建築士の資格を有していること。

また、一方が電気設備担当、もう一方が機械設備担当とすること。

イ 総括責任者と主任技術者は、参加表明する所属組織と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

ウ 総括責任者と主任技術者は、兼任しないこと。

(3) 重複してプロポーザルに参加する場合

参加及び審査については別紙「公示文」の「3 重複してプロポーザルに参加する場合について」を参照してください。

#### 4 手続等

(1) 担当部局・提出先

札幌市都市局建築部建築保全課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話： 011(211)2816 FAX： 011(218)5142

e-mail：[kenchiku.kikaku@city.sapporo.jp](mailto:kenchiku.kikaku@city.sapporo.jp)

(e-mail については、質問書及び評価内容等に関する質問書の提出のみ受付)

(2) 事務等取扱い日時

土、日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までとします。

(3) 全体日程

ア 質問書の提出期限	<u>令和2年5月27日(水)</u>
イ 質問書に対する回答	<u>令和2年6月5日(金)送付予定</u>
ウ 参加表明書・技術提案書の提出期限	<u>令和2年6月15日(月)</u>
エ 選定委員会開催日	<u>令和2年7月8日(水)</u>
オ 設計者の選定等通知	<u>令和2年7月10日(金)送付予定</u>
カ 評価内容等に関する質問書の提出期限	<u>令和2年7月20日(月)</u>
キ 評価内容等に関する質問書に対する回答	<u>令和2年7月27日(月)送付予定</u>

**※ ヒアリングは実施しません。**

(4) 質問及び回答

- ・ 質問は提出期限までに**質問書(様式1)**を提出先に持参してください。なお、郵送、FAX及び電子メールによる提出(提出期限必着)も可能としますが、その際は、提出前に電話により提出先に確認してください。
- ・ 口頭による質問は受け付けておりません。
- ・ 質問書には複数記載することも、質問書を複数枚提出することも支障ありません。
- ・ 質問に対する回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、ホームページ上に掲載し、プロポーザル説明書の追加又は修正として取り扱います。

(5) 参加表明書・技術提案書の提出等

- ・ プロポーザル方式による設計者選定に参加しようとする者は、**参加表明書（様式2）**及び**技術提案書（様式3）**各1部を、提出期限までに提出先に持参又は郵送等（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）により提出してください。FAX、電子メールでの提出は受け付けておりません。
- ・ 技術提案書は、別紙「**技術提案書作成要領**」に基づき作成してください。
- ・ 提案項目は「**5 提案内容について**」のとおりです。
- ・ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。

(6) 設計者の選定等通知

- ・ 審査の結果は、技術提案書を提出した者全員に文書により通知します。また、選定結果及び全ての技術提案者名は、審査終了後ホームページにて公表します。
- ・ 設計者の選定の通知後、評価に関する質問がある場合は、提出期限までに**評価内容等に関する質問書（様式4）**を提出先に持参してください。なお、郵送、FAX及び電子メールによる提出（提出期限必着）も可能としますが、その場合は、提出前に電話により提出先に確認してください。口頭による質問は受け付けておりません。
- ・ 質問に対する回答は質問書の提出者に文書により回答します。

## 5 提案内容について

光陽小学校改築ほか設備工事に係る設備設計のプロポーザルにおいて、求める提案項目は次のとおりです。

### ■ 求める提案項目

- (1) 学校、児童会館及び多目的ホールで構成され、多様な利用形態が想定される複合施設において、省エネ・省CO<sub>2</sub>性、防災性及び快適性の向上の観点で最適な暖房・換気、衛生、照明、セキュリティシステムについて
- (2) 環境負荷低減の取組や施設の運用状況を教員と児童がわかりやすく理解でき、環境教育やSDGs（持続可能な開発目標）の教育にも活用できる施設とするための設備計画について
- (3) その他独自提案について（当該業務を実施するに当たり重要と考えられる新たな視点等）

## 6 審査及び設計者の選定について

審査は、都市局建築部に設置される「建築部プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。審査は非公開とします。

なお、審査結果の通知については、4 (6) 設計者の選定等通知をご参照ください。

(1) 選定委員会の構成（5名）

- |      |       |                 |
|------|-------|-----------------|
| 委員長： | 小島 孝仁 | （都市局 建築部長）      |
| 委員：  | 小澤 丈夫 | （北海道大学大学院 教授）   |
| 委員：  | 中村 範仁 | （都市局建築部 設備担当部長） |

委員： 高松 静知 （都市局建築部 電気設備課長）

委員： 田中 政美 （都市局建築部 機械設備課長）

## (2) 審査

- ・ 技術提案書を所定の期日までに提出した者を対象に、提出された技術提案書を評価基準に基づいて審査し、各委員が1位と評価した数が最も多い技術提案者を設計者として選定します。ただし、1位と評価した数が同数であった場合は、1位の者の内、各委員の合計点が高い技術提案者を設計者として選定します。
- ・ 選定した設計者を除いて再度順位づけ及び集計を行い、設計者選定と同様に1位を獲得した数が最も多い技術提案者を次点の者として選定します。
- ・ 技術提案書を提出した者が1者だった場合は、提出された技術提案書の評価が基準点を超える場合、技術提案者を設計者として選定します。

## (3) 評価基準

<技術提案書による評価>

ア 業務の実施体制（別紙「実施体制評価基準」）【20点】

イ 業務の実施方針【20点】

ウ 提案内容【60点】

ア～ウの合計100点を満点として採点します。

※文章と整合性のないイメージ図等の表現は減点の対象となる場合があります。

## 7 技術提案書の取扱い

- ・ 原則、提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めませんが、事務局から追加資料を求める場合があります。
- ・ 技術提案書の著作権はそれぞれの設計事務所に帰属します。
- ・ 提出された技術提案書は非公開とします。
- ・ 設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成します。

## 8 業務委託について

- ・ 実施設計業務は令和3～4年度（2021～2022年度）に実施予定であり、予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能になった場合などには、実施しない場合があります。
- ・ 選定された設計者に対しては、原則として当該業務の設計を委託するものとします（委託業務に係る契約手続きは財政局管財部で実施）。
- ・ 設計者の選定から契約までの間に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は契約を行わないことがあります。

- ・ 選定された設計者との間で基本設計業務の契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。
- ・ 受託者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行するものとします。
- ・ 受託者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

## 9 その他

### (1) 言語・通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

### (2) 失格要件となる場合

以下の条件に一つでも該当する場合には、選定委員会において審査の上、失格となることがあります。

- ・ 技術提案書に虚偽の記載がある場合
- ・ 選定中に、技術提案書に記載された業務従事者が担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定後に、技術提案書に記載された業務従事者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・ 選定中に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- ・ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

### (3) 受注資格の喪失

当該業務を受託した設計者（協力を受ける他の建設コンサルタントを含む）等が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、当該業務に係る工事の入札に参加し又は本件工事を請け負うことはできません。

### (4) その他

- ・ 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出に係る費用については、参加者の負担とします。
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格にするとともに、虚偽の記載をした者に対して本市が行う入札への参加停止を行うことがあります。
- ・ 発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできません。
- ・ 原則として、プロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立入り等は禁止します。

## 10 参考資料

以下の参考資料を、(1)と(2)は札幌市都市局建築部のホームページにて公開し、(3)から(5)については令和2年6月15日（月）まで4(1)担当部局の窓口で配布します。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送等による配布も行いますので、郵送等をご希望の方は事前にご連絡ください。

- (1) 光陽小学校改築等基本計画
- (2) 学校改築に係る設計と条件について (参考資料)
- (3) 地質調査データ
- (4) 既存施設の配置図
- (5) 既存施設の平面図

# 業 務 概 要

## 1 業務名

光陽小学校改築ほか設備工事に係る設備設計

(光陽小学校改築ほか設備工事基本設計)

(光陽小学校改築ほか設備工事実施設計)

## 2 背景等

光陽小学校は、新琴似小学校からの分離新設により、昭和43年12月に開校し、52年の歴史を積み重ねている。その後、昭和46年に新琴似北小学校、昭和48年に新琴似西小学校、昭和51年に新光小学校、昭和55年に新琴似緑小学校が、光陽小学校から分離新設した。

校舎棟は、昭和43年に鉄筋コンクリート造地上3階建てで建設し、それ以降、2回にわたり増築している。また、屋内運動場棟は昭和43年に建設し、平成13年に改築を行っている。

校舎棟は、築40年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、教育環境の改善を図り、今般の教育・学習に対応した施設を整備するため、令和4年度の工事着手に向け、今年度、改築基本設計を行うものである。

また、学校改築に合わせて、児童会館と多目的ホールを併設する。

本業務は、その基本設計及び実施設計を行うものである。

## 3 計画地の概要

(1) 所在地 札幌市北区新琴似5条11丁目4-1

(2) 敷地面積 16,779 m<sup>2</sup>

(3) 地域地区等

ア 南西側 (現校舎棟)

用途地域	第一種低層住居専用地域 (建ぺい率 50%、容積率 80%)
防火地域	指定なし
日影規制	2 時間・3 時間
高度地区	北側斜線高度地区
その他	札幌市景観計画区域、埋蔵文化財の包蔵地外

イ 北東側 (現校舎棟の一部、屋内運動場及び地域・学校連携施設棟)

用途地域	第二種中高層住居専用地域 (建ぺい率 60%、容積率 200%)
防火地域	指定なし
日影規制	2 時間・3 時間
高度地区	18m 高度地区
その他	札幌市景観計画区域、埋蔵文化財の包蔵地外

(4) 都市設備 上水道、公共下水道、都市ガス

## 4 建築計画

(1) 計画規模の概要

校舎棟 延べ面積 約 7,300 m<sup>2</sup>  
(うち給食室約 350 m<sup>2</sup>、児童会館約 300 m<sup>2</sup>、多目的ホール※ 約 150 m<sup>2</sup>)

※多目的ホールは軽運動可能な 7 m 程度の天井高とする。

- 校舎棟は延べ面積で 700 m<sup>2</sup>程度の増築スペースを確保した計画とする。
- 平成 13 年建設の屋内運動場棟は、既存の施設を利用する。
- 仮設校舎は使用しない計画とする。
- 本プロポーザルにおいては、プール施設は建替えを行う計画とする。

## (2) 概算事業費 (予定)

約 37 億円 (校舎・児童会館・多目的ホール・プール施設/既存校舎・プール施設解体/グラウンド造成)

※基本設計業務に係る予算額：建築 約 1,400 万円、設備 約 500 万円

## (3) 想定スケジュール

令和 2 年度 (2020 年度) 基本設計

令和 3 年度～ (2021 年度～) 実施設計

令和 4 年度～ (2022 年度～) 工事

※ 実施設計業務は令和 3 年度 (2021 年度) 実施予定であり、予算及び事業計画の修正等により、業務の委託が不可能になった場合などには、実施しない場合がある。

## 5 設計の進め方

- ・ 「光陽小学校改築等基本計画」及び「学校改築に係る設計と条件について (参考資料)」に基づき設計を進めるものとする。
- ・ 配置、平面計画については、複数案を比較し検討を進めるものとする。
- ・ 札幌市、児童、PTA、教職員及び地域住民の意見を踏まえ、協議・調整を行いながら設計を進めるものとする。

## 6 留意事項

業務内容及び特記事項等については設計業務委託仕様書によるものとする。



## 実施体制評価基準

### 1 業務の実施体制

分類	評価項目		評価区分		配点	MAX
1 (1) 事務所の類似実績	事務所の類似業務実績	・事務所の類似実績 「プロポーザル説明書 3 (1) カ」に記載の条件に該当する実績を記載し契約書及び施設の用途、階数並びに延べ面積を確認できる書類の写しを添付	実績 1 件につき (合計 2 件まで) (小数点以下切り上げ)		1.5	5
			80 点以上			
	過去の業務成績	・事務所の類似実績 (評定点) 過去 3 年間で本市から受注した業務を対象とし、 (評定点の合計) ÷ (評定点の記載があった業務数) を評価	70 点以上 80 点未満		1	
1 (2) 除の加入状況	保険の加入状況	・賠償責任保険の加入状況 事務所の賠償責任保険の加入の有無が確認できる書類の写しを添付	加入あり		1	1
			加入なし		0	
1 (3) ア 総括責任者	保有資格	・保有資格 「技術提案書作成要領 3 (3)」の 3 番目に記載の条件を満たす資格を記載し証明できる書類の写しを添付	2 個以上取得あり		1	1
			1 個取得あり		0	
	手持ち業務	・手持ち業務 令和 2 年 8 月以降も携わる 1 千万 (設備: 5 百万) 円以上 (税抜) の設計業務及び監理業務数	3 件未満		1	1
			3 件以上		0	
	CPD	・CPD 取得単位数 「技術提案書作成要領 3 (3)」の 5 番目に記載の条件を満たす単位を取得し証明できる書類の写しを添付	取得あり		1	1
			取得なし		0	
	業務実績	・業務実績 「技術提案書作成要領 3 (3)」の 6 番目に記載の条件に該当する実績を記載し契約書及び施設の用途、階数、延べ面積を確認できる書類の写し並びに携わった立場を証明できる書類の写し*及び実施体制証明書 (様式 5) を添付	条件アに該当する実績 1 件につき	合計 2	2	4
			条件イに該当する実績 1 件につき	件まで	1	
1 (3) イ 主任技術者	保有資格	・保有資格 「技術提案書作成要領 3 (3)」の 3 番目に記載の条件を満たす資格を記載し証明できる書類の写しを添付	2 個以上取得あり		1	1
			1 個取得あり		0	
	手持ち業務	・手持ち業務 令和 2 年 8 月以降も携わる 1 千万 (設備: 5 百万) 円以上 (税抜) の設計業務及び監理業務数	3 件未満		1	1
			3 件以上		0	
	CPD	・CPD 取得単位数 「技術提案書作成要領 3 (3)」の 5 番目に記載の条件を満たす単位を取得し証明できる書類の写しを添付	取得あり		1	1
			取得なし		0	
	業務実績	・業務実績 「技術提案書作成要領 3 (3)」の 6 番目に記載の条件に該当する実績を記載し契約書及び施設の用途、階数、延べ面積を確認できる書類の写し並びに携わった立場を証明できる書類の写し*及び実施体制証明書 (様式 5) を添付	条件アに該当する実績 1 件につき	合計 2	2	4
			条件イに該当する実績 1 件につき	件まで	1	
※携わった立場を証明できる書類の写しを提出できない場合は、省略することができます。					合計	20